

平成19年度
主な食料・農業・農村施策（案）
(施策のポイント)

農林水産省関連	1
内閣府食育推進室関連	15
内閣府食品安全委員会関連	17
文部科学省関連	19
厚生労働省関連	21
経済産業省関連	23
国土交通省関連	25
環境省関連	29

平成18年11月

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(農林水産省関連)

事項	施策のポイント
食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策	
1 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項	<p>(1) 食料消費</p> <p>【わかりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開】</p> <p>適正な食事の摂取量をわかりやすく示した「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心に多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の普及・啓発を推進。</p> <p>地域の消費者ニーズに即応した農業生産と生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける地産地消の取組を推進。</p> <p>【国産農産物に対する消費者の信頼の確保】</p> <p>国産農産物が一層消費者から選択されるものとなるように生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取組及び食品表示やトレーサビリティ・システム等を通じた情報提供を充実。</p> <p>(2) 農業生産</p> <p>【経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進】</p> <p>市場の動向が農業者に一層的確に伝わり、需要に即した生産が促進されるよう、各種施策を実施。</p> <p>需要に即した生産を行う経営感覚に優れた担い手を地域の実情を踏まえて育成・確保するため、農業経営に関する施策を集中的・重点的に実施。</p> <p>地産地消や消費者への直接販売、異業種の知恵を活用した技術開発や新規販路の開拓への取組を含め、担い手が主体性と創意工夫を十分発揮し、需要に即した生産に取り組める環境を整備。</p> <p>【食品産業と農業の連携の強化】</p> <p>食品産業によって国産農産物が選択されるよう、地域における食料産業クラスターの形成（食品産業・農業・関連産業による連携構築）を推進するとともに、加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組等を通じた食品産業と農業の連携を促進。</p> <p>【効率的な農地利用の推進】</p> <p>不作付地・耕作放棄地の解消等を含めた農地の効率的な利用と利用率の向上を図るため、担い手への農地の利用集積、農業生産基盤の整備、耕畜連携による飼料作物の生産等を推進。</p>
2 生産努力目標の実現に向けた施策	<p>【国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化】</p> <p>国産農畜産物の競争力強化を図るため、消費者・実需者等のニーズに対応し、一層の低コスト化、高付加価値化等に向けた担い手を中心とする「攻め」の取組を支援し、産地における力強い生産供給体制を確立。</p> <p>【新たな産地づくり対策】</p> <p>地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する「地域水田農業ビジョン」に基づき実施する取組を支援。</p> <p>【新たな野菜・果樹政策】</p> <p>消費者等のニーズに的確に対応した野菜生産を行う担い手の育成・確保や担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立を図るため、契約取引、</p>

	<p>需給調整の的確な実施、担い手を中心とした産地への重点支援を推進。</p> <p>消費者の求める高品質な国産果実の安定供給体制の確立のため、果樹産地構造改革計画に基づき優良品目への転換等の取組を行う担い手への支援や一時的な出荷集中時における需給調整の強化を実施。</p> <p>【飼料自給率向上に向けた取組】</p> <p>飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大、遊休農地等における放牧の拡大、環境と調和した酪農経営の確立への支援、食品残さ等の飼料利用（エコフィード）等を総合的に推進することにより、輸入飼料への依存体質から脱却し、自給飼料に立脚した循環型畜産への転換を実現。</p>
3 食料の需給に関する動向把握と情報提供	<p>【食料の需給に関する動向把握と情報提供の推進】</p> <p>農業者・食品産業等実需者が高度化・多様化する国民ニーズに応じられるよう、国内外の食料需給動向の把握と見通しに関する的確な情報提供を実施。</p> <p>食料自給率向上の重要性、自給率目標を掲げる意義等の情報をわかりやすく国民に提供するため、「食料自給率レポート」等を作成。</p>

事項	施策のポイント
食料の安定供給の確保に関する施策	
1 食の安全及び消費者の信頼の確保	<p>【食品の安全確保】 科学的原則に基づいたリスク管理を進めるため、標準手順書に基づく情報の収集・分析、科学的・統一的な枠組みのもとでの有害化学物質及び有害微生物の実態調査を実施するとともに、競争的研究資金を活用した調査研究を実施。 農薬・肥料等の安全確保と適正な使用の推進、残留農薬基準のポジティブリスト制度の導入に対応した農薬の適正使用及び農薬の飛散低減技術の導入・定着を推進。 地域の条件等に応じて実施すべき農作業などの手順・方法を定め、適切な農業生産を実践する食品安全GAPの導入を促進。 動物用医薬品等に関する基準の設定及び見直し、飼料の安全確保のための輸入飼料、国内製造飼料の検査・指導等を実施。</p> <p>【食品の製造過程における安全確保技術の高度化の推進】 食品安全管理に精通する人材育成や食品安全にかかる製造技術情報の提供等を通じ、食品製造事業者のHACCP（危害分析重要管理点）システムのさらなる導入を推進。</p> <p>【動植物の防疫対策の推進】 世界各国における高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生等を踏まえ、家畜伝染病発生時の危機管理体制の整備や輸入検疫、国内における発生予防措置を実施。 養殖魚介類の疾病のリスク管理を的確に実施するため、輸入水産動物に対する防疫措置を強化するとともに、重大疾病発生時のまん延防止体制を整備。 作物に有害な病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため、水際の検疫体制の強化、我が国未発生または発生が一部の地域に限定されている重要病害虫に対する侵入警戒・早期防除等を推進。 病害虫の発生状況に応じ、多様な防除方法を組み合せて病害虫の管理を行う総合的病害虫管理（IPM）技術の確立・普及を推進。</p> <p>【国際基準策定への参画】 食品の安全性等に関する国際基準の策定について、我が国の主張を反映させる観点から積極的に参画するとともに、国内関係者に対する情報提供や意見交換を実施。</p> <p>【消費者等とのリスクコミュニケーション】 食品の安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供するとともに意見交換を行うリスクコミュニケーションを実施。</p> <p>【消費者の信頼確保】 消費者ニーズなどを的確に反映したJAS規格制定のための調査検討、消費者と製造業者などの交流会開催等によるJAS規格の総合的な普及・啓発を実施するとともに、食品表示の監視指導の徹底及び食品表示制度の普及・啓発を通じ、食品表示の適正化を推進。 生産者や食品事業者等による自主的な取組を基本としつつ、トレーサビリティ・システムの導入を推進。</p> <p>【外食における原産地表示の取組の推進】 外食に対する消費者のより一層の信頼を確保するため、外食事業者の原材料</p>

	の原産地表示の自主的な取組が推進されるよう「外食における原産地表示に関するガイドライン」の普及を推進。
2 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	<p>【生産、流通、消費の各段階を通じた食育の推進】</p> <p>食育推進基本計画に基づき、外食産業や小売業等における「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践活動、「食育月間」(6月)を中心としたシンポジウムやイベントの開催、ポスター・マスメディア等を活用した普及・啓発を推進。</p> <p>地域の教育ファーム推進計画策定に向けた取組や優良事例の収集・情報提供等、「教育ファーム」の取組を支援。</p>
3 地産地消の推進	<p>【地産地消の実践的な計画の策定促進と活動支援】</p> <p>各地域において取り組むべき事項やその目標を明らかにした「地産地消推進計画」の策定を促進。</p> <p>農業、商工、観光、学校給食等、地域の関係者が一丸となった地産地消のモデルタウンを整備するため、消費者と生産者の交流活動や地場農産物の普及活動等を支援するとともに、直売施設や加工施設等の整備を支援。</p> <p>講習会の実施等により地産地消に取り組む人材の育成・確保を促進するとともに成功事例の収集・紹介や関係者間の情報交換を実施。</p>
4 食品産業の競争力の強化に向けた取組	<p>【食品流通の効率化等】</p> <p>安全・安心で効率的な卸売市場システムを確立するため、品質管理の高度化、卸売市場の再編や集分荷・物流業務の共同化に必要な施設を整備するとともに市場間連携を可能とする取引情報システムに基づく実証試験を支援。</p> <p>低コストで安定的な食料供給体制を整備するため、生産・流通の各段階における改革モデルを提示。</p> <p>食品小売業について、適正仕入れや廃棄ロス縮小等によるコスト縮減や消費者への商品情報伝達機能の強化のための取組、食品小売業者等が生産者団体等と連携して行うオリジナル商品開発等の付加価値向上の取組を推進。</p> <p>【東アジア市場全体を見据えた食品産業戦略構想の推進】</p> <p>東アジアとともに成長・発展するという視点から、東アジア各国への投資を促進することで、我が国の食品産業の国際競争力を強化。</p> <p>【製造段階における技術開発の支援】</p> <p>農林水産・食品産業分野における新産業・新事業の創出を促進するとともに、直面する諸課題や政策課題の解決に資するため、民間企業等が大学・独立行政法人等の公的研究機関と連携して行う提案公募型の技術開発を支援。</p> <p>【食品産業における環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保】</p> <p>食品関連事業者における食品廃棄物等の発生抑制やリサイクルの取組等を促進するため、新たな食品リサイクルのビジネスモデルを提示。</p>
5 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障	<p>【不測の事態に対処するための施策の推進】</p> <p>「不測時の食料安全保障マニュアル」について、国民への普及・啓発を行うとともに、その実効性を点検し必要に応じて見直しを実施。</p> <p>食料安全保障上重要と考えられる品目等について、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・提供を充実・強化。</p>

6 國際協力の推進	<p>【食料・農業分野における技術・資金協力】 開発途上国からの要請に応じて、独立行政法人国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）等を通じた適切な技術・資金協力を実施。 世界及び我が国の食料需給の将来にわたる安定、我が国へも影響を及ぼす地球規模の環境問題への対応、WTO・EPA交渉等の円滑な推進に資する協力を実施。</p> <p>【国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化】 過去に実施した緊急食糧支援に伴う財政負担を平準化するための資金造成を実施。 東アジア地域の食料安全保障の強化及び貧困緩和を図るため、「東アジア緊急米備蓄」を恒久的な制度として確立していくことを支援。</p> <p>【世界の食料需給を革新的に安定させる知的財産の確保】 乾燥、塩害等の不良な環境に強い遺伝子を導入した小麦等の開発により、環境ストレスに関する国際特許を確保し、国際的な優良品種の流通を促し、世界の穀物需給の安定化に貢献。</p>
-----------	--

事項	施策のポイント
農業の持続的な発展に関する施策	
1 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保	<p>【担い手の明確化】 将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けて、農林水産省と、農業関係団体等からなる「全国担い手育成総合支援協議会」が連携し、全国的な運動を展開。</p> <p>【担い手への支援の集中化・重点化】 担い手の育成・確保を加速的に進めるため、認定農業者・集落営農へのトータルサポートの実施、制度資金の充実・強化や融資主体型補助の創設等、従来の発想を超えた斬新な手法で、担い手のニーズに即した支援を集中的・重点的に実施。</p> <p>【経営構造対策等の推進】 効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う、望ましい農業構造の確立を図るため、担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等に資する施設や農業生産基盤等の整備を実施。</p>
2 人材の育成・確保等	<p>【新たな人材の育成・確保】 子どもたちの農業・農村における「原体験」を通して農業に対する理解を深め、将来の就農につながるよう、各地で取り組まれている農業・農村体験活動を将来的に定着させるための全国的な組織作り、農業・農村体験学習の受け入れに関する情報提供等を支援。</p> <p>【農業における再チャレンジ】 団塊世代、若者等が経験ゼロから始めて農林漁業に就ける総合的な支援を提供するため、情報提供・相談、体験・研修、参入準備から、就農後の定着までの各段階に応じてきめ細かな支援体制を整備するとともに、情報提供分野を中心に事業メニューを拡充。</p> <p>【高齢農業者による担い手支援】 知識や経験が豊富な高齢者が担い手を様々な側面で支援できるよう、高齢者の取りまとめ役となる人材の育成、担い手支援活動の優良事例の収集や情報提供を実施。</p> <p>【農業者年金制度の着実な推進】 独立行政法人農業者年金基金において、所要の年金給付を実施するとともに、担い手の確保と経営継承後の生活の安定を図るため、認定農業者等の保険料の負担軽減を実施。</p>
3 女性の参画の促進	<p>【政策・方針決定の場への女性の参画の促進】 地域における方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の女性の参画に関する目標設定を推進するとともに、目標達成に向けた普及・啓発活動等を実施。</p> <p>【女性の経済的地位の向上と就業環境の整備】 女性の農業経営における位置付けの明確化や経済的地位の向上を図るため、女性認定農業者の拡大や女性の起業活動の発展に向けた研修や情報提供等の支援を実施。</p> <p>【女性が住みやすく活動しやすい環境づくり】 女性の農業経営と育児等の両立を支援するため、農村における子育て支援に</p>

	関する情報提供や施設整備、農山漁村女性の活動分野の拡大を図るための女性のネットワーク化の推進や地域における女性農業者への支援体制の整備等を実施。
4 農地の有効利用の促進	<p>【担い手への農地の利用集積の促進】 担い手の農地の「量的拡大」のみならず、「質的向上」として農地の面的集積を図るため、面的集積の実績に応じた促進費の交付、農地保有合理化法人による農地の賃借等の取組を支援。 認定農業者の育成・確保及び担い手の経営改善の促進に向けた農地の利用集積の促進、農地情報の整備、農地監視活動、農地利用調整活動等を支援。</p> <p>【耕作放棄地の発生防止・解消に資する施策】 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会の指導、市町村長による勧告・協議、都道府県知事による調停・裁判制度を十分に活用し、耕作放棄地の発生防止・解消を推進。</p> <p>【農地の効率的利用のための新規参入の促進】 農地リース特区の全国展開により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を一層促進するための本格的な事業を開始。</p> <p>【優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進等】 優良農地の確保のため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切かつ厳格な運用を推進。</p>
5 経営安定対策の確立	<p>【品目横断的経営安定対策の導入】 これまで品目ごとに講じてきた全ての農家を対象とする価格政策を見直し、平成19年産から、意欲と能力のある担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換。</p> <p>【砂糖及びでん粉の新たな支援方策】 品目横断的経営安定対策の導入にあわせて、平成19年産から砂糖・でん粉の原料作物の生産者及び製造事業者に対する新たな政策支援を実施。</p> <p>【畜産経営安定対策の対象の見直し】 肉用牛肥育経営、養豚経営における畜産経営安定対策の対象については、認定農業者を基本とし、将来にわたり持続的に畜産生産基盤を支える担い手へ支援を重点化。</p> <p>【農業災害による損失の補てん】 災害による損失を補てんし、被災農家の経営安定を図り、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業生産力の発展に資するため、農業災害補償制度を適正に運営。</p>
6 経営発展に向けた多様な取組の促進	<p>【多様な経営発展の取組の推進】 「担い手育成総合支援協議会」が地域の担い手に応じた市場調査を行うとともに、食品産業との連携により新商品開発等を行い、消費者の多様なニーズに対応した経営の多角化・高度化を推進。 米の需給調整については、米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、農業者・農業者団体が国・都道府県から提供される需給情報や市場シグナルを基に生産を実行する「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」に、平成19年産から移行し、需要に即応した米づくりを推進。</p> <p>【農業と食品産業との連携の促進】 地域食材を活用した新たな戦略食品を創出するため、様々な関係者からなる</p>

	<p>「食料産業クラスター」を形成し、原材料の安定調達を通じ年間を通した安定的な製造・販売を促進。</p> <p>【農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組の強化】 農林水産物・食品について、平成25年までに1兆円規模の輸出を目指すとの目標の達成に向け、日本食材・日本食文化の海外発信や、常設店舗の設置、展示・商談会の開催などのマーケティング支援のほか、輸出阻害要因の是正、知的財産権・ブランドの保護等の取組により、国内外の環境整備を総合的に推進。 農産物・食品の輸出を戦略的に進めるため、産学官連携による競争的研究資金を活用し、農産物の輸出促進や食品産業の海外展開に資する技術開発を推進。</p> <p>【食料供給コスト縮減に向けた取組の促進】 「21世紀新農政2006」に掲げられた食料供給コストを5年で2割縮減する目標に向けて、「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づき、生産と流通の両面における取組を着実に推進。</p>
7 経営発展の基礎となる条件の整備	<p>【新需要・新産業の開拓】 新産業分野の開拓を図るため、ゲノム研究やナノテクノロジー等の最先端技術を活用し、潜在的需要に合致した新たな食品や素材の開発を促進。 知的財産の活用により、新たな需要を創造するためのビジネスモデルの提案、関係者が一体となって新たな需要創造に取り組む協議会の育成・活動、新食品・新素材の高度な品質管理システムの確立等を支援。</p> <p>【規模拡大に向けた生産費半減モデルの確立】 規模拡大と低コスト化に向けて、直播、不耕起等様々なコスト縮減技術を組み合わせた、水田輪作モデル、衛星データ等の活用による計画的収穫・調整システム等を取り入れた畑輪作モデルを提示。</p> <p>【良質な国産大豆の生産の安定・拡大】 良質な植物タンパク源である大豆の生産を安定させるため、ゲノム情報等を活用した耐湿性等の優れた品種を開発。</p> <p>【普及事業の高度化・重点化の推進】 農業者ニーズの高度化に対応した農業技術の普及を図るため、産学官の連携による革新的技術の導入や、知的財産権の普及・啓発体制の整備等により普及事業の高度化・重点化を推進。</p> <p>【植物新品種と家畜遺伝資源の保護】 品種登録迅速化総合電子化システムを整備し、品種登録の審査期間を短縮することで、容易な育成者権の取得を構築。 出願様式及び現地調査の実施方法についての検討作業を進め、さらなる審査業務の効率化を図るとともに、出願の増加に対応した栽培試験実施体制を強化。 独立行政法人種苗管理センターにおいて、権利侵害等に対する相談、品種類似性試験の実施等、育成者権侵害対策を支援する「品種保護Gメン」を増員。 和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、遺伝子特許等の戦略的な取得と活用、精液の流通管理の徹底、「和牛」表示の厳格化、和牛の改良・生産体制の強化等を推進。</p> <p>【農業生産資材費の低減及び高性能農業機械の開発】 農業生産資材費の低減に向けた取組を推進するとともに、生産現場のニーズに即した高性能農業機械を開発。</p>
8 農業生産の基盤の整備	<p>【農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進】 面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進。</p>

	<p>【農業水利ストックの有効活用】 既存の農業水利施設を有効活用し、ライフサイクルコストを低減するため、基幹的な農業水利施設を対象に、機能診断から予防保全対策、更新整備までを一貫して実施できる仕組みを整備。</p> <p>【農地等にかかる総合的な防災対策】 自然災害や機能低下した農業用施設による災害等を防止するため、ため池や農業用施設の整備、地すべり対策、海岸保全施設の整備等を実施するとともに、ため池決壊等の農地災害の予測及び情報伝達システムの整備を推進。</p> <p>【農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施】 田園環境整備マスター プランを踏まえ、地域住民やN P O等による保全活動とも連携しつつ、生態系や景観、文化等の農村環境の保全・形成に資する整備を推進。</p>
9 自然循環機能の維持増進	<p>【環境保全型農業の推進】 農業生産活動に伴う環境への負荷を低減するため、農業者が取り組む「農業環境規範」の普及・定着や持続性の高い農業生産方式の導入の促進等を実施。 化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援。</p> <p>【家畜排せつ物の利活用の推進】 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物処理施設の整備等を促進し、その適正な管理及びバイオマス資源としての肥化等による利活用を推進。</p> <p>【バイオマス利用の加速化】 5年後に単年度で5万kI以上導入を目標としている国産バイオ燃料について、その本格的な導入を支援するため、これまでの小規模な実証試験レベルから転換し、原料供給から製造、流通まで一貫した大規模実証を実施。 地域で発生・排出されるバイオマスを地域内で可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマста ウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等を支援。</p> <p>【バイオ燃料への資源作物の導入に向けた研究開発】 バイオ燃料の利用を推進するため、国産の資源作物の育成や低コスト栽培技術等を開発するとともに、バイオマスをエネルギー や製品として利活用する技術を最適に組み合わせたバイオマス利用モデルの構築や実証・評価研究を実施。</p>

事項	施策のポイント
農村の振興に関する施策	
1 地域資源の保全管理政策の構築	<p>【農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築】 農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援。</p> <p>【良好な農村景観の形成等】 農村特有の良好な景観を保全、形成、再生するための取組を支援するため、地域関係者等の意識の向上や人材育成を促進する取組等を推進。 豊かな自然環境や美しい景観に恵まれた活力ある農村づくりに向けたモデル整備計画を策定し、景観との調和に配慮した生産基盤整備の計画・設計手法の早期定着を促進。</p>
2 農村経済の活性化	<p>【地域の特色を活かした多様な取組の推進】 個性ある地域づくりの実現を図るため、農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進。 農林水産業を核として、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けて自律的に取り組んでいる意欲的な事例を「立ち上がる農山漁村」として全国へ発信・奨励することを通じ、地域自ら考え行動する意欲あふれた取組を推進。 地域住民等が主体となった農業に関連したコミュニティビジネスの推進や、農業と地域産業との連携推進の取組等に対し、体制整備や必要な調査等によるソフト支援等を実施。</p> <p>【経済の活性化を支える基盤の整備】 農村地域の基幹産業である農業の振興を図るための基盤として、農業用道路を整備し、農業の生産性の向上及び農産物輸送の効率化を促進。</p> <p>【農業その他の産業の振興による就業機会の増大・定住の促進】 山村振興法の規定に基づき都道府県が定める山村振興基本方針、市町村が定める山村振興計画等に即し、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興など個性ある地域づくりを推進。 農村コミュニティの再生・活性化に向けて、地元企業等による農村の地場資源等を活かした新分野への事業拡大や異業種連携の促進等、多様な主体による地域連携活動を進めるため、N P O 法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組に対して支援。</p> <p>【中山間地域等における多面的機能の確保】 農業生産活動が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払制度を実施。</p> <p>【鳥獣害対策の推進】 各地域で一体となって取り組む侵入防止柵の設置等の自衛体制の整備、県域をまたがる広域地域における最新の研究成果を活かした総合的防除技術体系の確立、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林の保全及び整備等を推進。 効果的な被害防止技術の開発を推進とともに、鳥獣害対策のアドバイザーとなる専門家の登録・紹介、人材育成のための研修、地域ブロックにおける連絡協議会の運営を実施。</p>

3 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進	<p>【都市と農村との交流の促進】 都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進を図るため、副大臣プロジェクトチームでの検討を踏まえ、関係各省が一体となって施策を推進するとともに民間組織である「オーライ！ニッポン会議」の取組を支援。 都市と農山漁村の共生・対流に取り組んでいる優良事例の表彰等を通じて国民的な運動に向けた施策を展開。</p> <p>【都市及びその周辺の地域における農業の振興】 都市農業の有する新鮮で安全な農産物の供給、都市住民が農業にふれあう機会の提供等の役割を踏まえ、地域住民も参加した都市農業振興ビジョン等に基づき市民農園の整備等を推進するとともに、都市農業の多面的機能を維持するための施設改修及び防災施設等の整備を推進。</p> <p>【多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生】 都市住民に定住に関する情報を総合的に提供する体制の整備や定住後のサポート体制の構築など、都市から農村への定住等の促進に向けた地域の取組を支援。 複数集落が相互補完することにより、集落機能を維持・再生するためのモデル作りを実施。</p>
4 快適で安全な農村の暮らしの実現	<p>【生活環境の整備】 地域再生の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する計画（地域再生法第5条に定める地域再生計画）に基づき、関係府省が連携し道路や污水処理施設の整備を効率的・効果的に推進。 農村地域における情報基盤整備や、IT化に向けたビジョンづくりを支援。</p> <p>【安全な生活の確保】 農地災害等を防止するため、ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、復旧治山、予防治山及び海岸保全施設整備等のハード整備に加え、防災情報を迅速かつ確実に伝達するシステムの整備やボランティア等と連携した災害支援体制づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活を確保。</p>

事項	施策のポイント
国際交渉への取組	
1 WTO交渉における取組	<p>【WTO交渉への積極的取組】 「多様な農業の共存」を基本理念とし、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指す。</p> <p>現在、中断しているWTO交渉については、交渉の進展に向けて、引き続き関係国等に働きかけながら、我が国の主張ができる限り反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、努力を傾注。</p>
2 EPA/FTAへの取組	<p>【EPA/FTAへの積極的取組】 WTOを中心とする多国間貿易体制を補完するものとして、各国・地域とのEPA/FTAを推進。</p> <p>EPA/FTA交渉においては、「攻めるところは攻める、譲るところは譲る、守るところは守る」との考え方のもと、我が国と相手国の農林水産業の共存・共栄が図られるよう、戦略的かつ積極的に対応。</p>

事項	施策のポイント
団体の再編整備に関する施策	
団体の再編整備に関する施策	<p>【農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策】 第24回JA全国大会決議及び業務改善命令を受けて全農から提出された「改善計画」の確実な実施等、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を促進。</p> <p>【農業委員会系統組織の再編整備に関する施策】 組織のスリム化及び業務の重点化等を着実に実行に移すとともに、農業委員会に求められている役割を十全に發揮するよう指導。</p> <p>【農業共済団体の再編整備に関する施策】 農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、組合等の広域合併を着実に推進。</p> <p>【土地改良区の再編整備に関する施策】 事業運営基盤の強化を図るため、土地改良区の合併を促進。</p> <p>【団体間の連携の促進】 全国、都道府県、地域の各段階において、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、経営相談、技術指導、法人化支援等、あらゆる担い手向けの支援活動を一元的に実施。</p>

事項	施策のポイント
食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組	
1 政府一体となった施策の推進	<p>【食料・農業・農村政策推進本部】 内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策を推進。</p>
2 施策の工程管理と評価	<p>【食料・農業・農村基本計画に基づく施策の工程管理】 施策の工程管理に際しては、年度途中における進捗管理を行うとともに政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映させるなどにより、的確な工程管理を実施。</p> <p>【政策評価の推進】 効率的で質の高い政策の推進、行政の説明責任の徹底等を図るため、評価と予算の連携強化を図りつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価を推進。</p>
3 財政措置の効率的かつ重点的な運用	<p>【予算改革の推進】 厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、既往の事務・事業についての再点検の実施、論点となり得る政策分野における国の政策介入の基準の作成、事業の集中・重点化など、財政措置を効率的に運用。国と地方の役割分担の見直し、新たな政策手法の導入などの予算改革を実施。</p>
4 的確な情報提供を通じた透明性の確保	<p>【情報受発信の推進】 政策情報を国民にわかりやすく伝え、これにより政策立案の透明性を確保するとともに、国民の関心・意見等を的確に把握し、施策等に反映させる観点から、各種媒体・手段を活用して、国民のニーズを踏まえた情報の受発信を推進。</p>
5 効果的・効率的な施策の推進体制	<p>【農林水産分野の情報化】 「IT新改革戦略」の方向性にのっとり、ITの活用により食の安全と消費者の信頼の確保や都市・農山漁村の情報格差の是正等を推進。</p> <p>【電子政府の推進】 「電子政府推進計画」に基づき、国民の利便性の向上等を図るため、オンライン利用促進に向けた環境整備、業務・システムの最適化等を推進。</p> <p>【政策ニーズに対応した統計調査の実施と利用の推進】 農政改革の推進等に対応した農林水産統計の見直しを着実に実施。 「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）」の実現に資するため、食品産業の海外への進出状況や輸入も含めた食品の流通構造等を把握する調査を実施。 総農家数、耕作放棄地面積、新規就農者数等の基礎的な統計数値を整備する統計調査を実施。 調査の円滑なアウトソーシング化を推進するため、経営管理ソフトを活用した郵送調査化促進対策、調査精度の低下防止対策、調査員の確保・育成対策を実施。</p>

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(内閣府食育推進室関連)

事項	施策のポイント
食料の安定供給の確保に関する施策	
2 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	<p>【国民運動としての食育の推進】 食育基本法及び平成18年3月に策定した食育推進基本計画に基づき、関係府省等が連携しつつ、家庭、学校、地域等様々な分野において国民運動として食育を推進。</p> <p>毎年6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」を中心に広報啓発活動等を行うこととし、「食育月間」では全国規模の中核的なイベントとして「食育推進全国大会」を開催。</p>

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(内閣府食品安全委員会事務局)

事項	施策のポイント
食料の安定供給の確保に関する施策	
1 食の安全及び消費者の信頼の確保	<p>【リスク評価の実施】 国民の健康の保護を最優先とした食品安全行政を推進するため、関係各省からの評価要請に応じ、または食品安全委員会が自ら評価対象を選定し、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を実施。</p> <p>【リスクコミュニケーションの推進】 ホームページ等による情報提供、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの報告等を通じた情報・意見の収集及び全国各地での意見交換会の開催等に加え、地域の関連団体が開催するセミナーの指導者を育成すること等により、積極的にリスクコミュニケーションを推進。</p>

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(文部科学省関連)

事項	施策のポイント
食料の安定供給の確保に関する施策	
2 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	<p>【「早寝早起き朝ごはん」国民運動の一層の推進】 子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開を推進。</p> <p>【学校における食育の推進】 教職員、保護者等を対象とした食育の普及・啓発、栄養教諭による実践指導の紹介、生産者等も含めた関係者間の情報交換等を行うシンポジウムの開催。 栄養教諭を中心とし、学校、家庭、地域が連携した食育推進のための事業を実施するとともに、保護者向けの食育の参考資料を作成し、配布。 栄養教諭と養護教諭が連携して特定のテーマに関する調査研究を実施し、その成果の普及や生活習慣を改善するための効果的な指導プログラムを開発。 各地域において、栄養教諭等が中心となって、学校と生産者が連携した学校給食における地場産物の活用の促進、米飯給食の推進の在り方及び地場産物を活用した魅力ある献立づくり等の推進方策について実践的な調査研究を実施。</p>

事項	施策のポイント
農業の持続的な発展に関する施策	
2 人材の育成・確保等	<p>【専門高校における将来の専門的職業人の育成】 地域社会と連携し、バイオテクノロジー等先端的な技術・技能を取り入れた教育等を行っている農業高校等の専門高校を指定し、将来の専門的職業人を育成。</p>

事項	施策のポイント
農村の振興に関する施策	
3 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進	<p>【青少年の意欲を高める体験活動の推進】 「短期山村留学」や、都市と農山漁村等の青少年が農林水産業体験等を通して交流する「青少年相互交流推進事業」等、都市と農山漁村の共生・対流に資する青少年の意欲や社会性を育む体験活動を推進。</p> <p>【省庁連携による地域ネットワーク型体験活動の推進】 関係省庁が連携し、地域の関係機関・団体等の協働により、農林水産業体験をはじめとする多様かつ継続的な体験活動機会を創出するための取組を推進。</p>
4 快適で安全な農村の暮らしの実現	<p>【地域において守り伝えられてきた伝統文化の次世代への継承等】 地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援。</p> <p>次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日等において、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、伝統音楽、郷土芸能等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する事業等を実施。</p> <p>地域において育まれてきた棚田や里山等の文化的景観のうち、特に重要な景観を有する重要文化的景観について、都道府県または市町村が行う修理や管理等保存のための措置に対して支援。</p>

「平成19年度の主な食料・農業・農村施策」(案)
(厚生労働省関連)

事項	施策のポイント
食料の安定供給の確保に関する施策	
1 食の安全及び消費者の信頼の確保	<p>【食品衛生法に基づく基準の策定等の推進】 食品の安全確保のため、食品添加物の安全性確認を計画的に推進。 食品中の残留農薬等について、より一層の安全を確保するため、ポジティブリスト制度の適切かつ円滑な実施を推進。 化学物質の食品への汚染による健康影響調査のため、食品中の化学物質にかかる現状把握と安全性検証を推進。</p> <p>【消費者等への情報提供の充実】 食品安全に関する知識の普及・啓発及び国民の意見を施策に反映させるため、リスクコミュニケーションを推進。 表示制度を紹介する各種パンフレットの作成など、消費者の視点に立った食品表示制度の推進。</p> <p>【輸入食品等の安全対策の強化】 輸入食品の安全確保のため、輸入食品監視指導計画に基づき、「モニタリング検査」を計画的に実施するとともに、輸入者への指導の実施及び輸出国における衛生対策を推進。 いわゆる健康食品による健康被害を防止するため、健康食品にかかる制度を充実・強化。 BSE対策として、と畜場におけるBSE検査の検査キットについて、引き続き特例措置として国庫補助を行うとともに、ピッキングの中止に必要な設備整備等を行い、食肉の安全確保対策を推進。</p> <p>【バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議の開催】 世界的に流通が拡大している遺伝子組換え食品の安全性に関する問題に取り組むため、「コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会」を開催。</p> <p>【食品安全に関する研究の推進】 食品の安全確保に関する技術開発、安全管理の高度化及びリスク解明のため、研究を推進。</p>

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(経済産業省関連)

事項	施策のポイント
農業の持続的な発展に関する施策	
6 経営発展に向けた多様な取組の促進	<p>【ジェトロを通じた食品産業事業者に対する海外販路開拓への取組の支援】</p> <p>食品産業事業者の海外販路開拓への取組を支援するため、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）において、貿易相談業務、海外市場調査、海外展示会への出展支援、地方自治体の輸出への取組に対する支援を実施。</p>

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(国土交通省関連)

事項	施策のポイント
農業の持続的な発展に関する施策	
9 自然循環機能の維持増進	<p>【住宅等へのバイオガスの多角的利用に関する地産地消モデル構築調査】 CO₂排出量の削減等のため、バイオガスプラントから産出されたガスをメタンガスに精製し、トラクター等の燃料や住宅等へ多角的に利用する実証実験等を実施。</p>

事項	施策のポイント
農村の振興に関する施策	
1 地域資源の保全管理政策の構築	<p>【自然再生事業】 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟等湿地帯の保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進。</p> <p>【魚がすみやすい流域づくりの推進】 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川と水路等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープの設置）等、魚がすみやすい川づくりを推進。</p>
2 農村経済の活性化	<p>【多様な産業の振興を図る道路ネットワークの整備】 社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るため、道路整備については、「社会資本整備重点計画」に基づき、供用目標と進捗目標の明示や国民と協働する道路行政マネジメントの推進等により、従来にも増して透明性を高めながら効果的かつ効率的に推進。</p> <p>農村における多様な産業の振興に寄与し地方部の経済・社会を支える、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進。</p> <p>地方道については、限られた予算のなかで必要な整備水準を確保するため、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進。</p> <p>【新奥地等産業開発道路整備事業】 交通条件が厳しい奥地等においては、産業の振興や生活環境の改善のための基盤となる道路の整備を推進。</p> <p>【追加インターチェンジの整備】 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、高速自動車国道のスマートインターチェンジ等、追加インターチェンジの整備を推進。</p> <p>【賑わいの道づくり事業】 集客力が低下し、不振に陥っている商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上や交通利便性の確保等にかかる道路整備を推進。</p>

	<p>【農産物輸送を支える複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点的整備】 農産物の輸送において大きな役割を担う海上輸送の効率化を図るために、船舶の大型化・高速化等に対応するとともに、十分な面積の駐車場を有し、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備。</p>
3 都市と農村の共生 ・対流と多様な主体の参画の促進	<p>【観光ルネサンス事業】 訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の増進を図るために、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援。</p> <p>【「道の駅」の整備】 「道の駅」の整備により、休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進。</p> <p>【サービスエリア・パーキングエリア及びその周辺地域の整備】 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るために、高速道路等のサービスエリア（S A）・パーキングエリア（P A）及びその周辺地域について一体的・計画的な整備を推進。</p> <p>【交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業】 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を推進。</p> <p>【地域連携総合支援事業】 観光資源等へつながる道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催及び医療・福祉施設整備を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進。</p> <p>【水辺の交流拠点整備】 河川における自然体験活動や交流活動を活性化させるため、地域の市民団体等と連携しつつ、「子どもの水辺再発見プロジェクト」や「水辺の楽校プロジェクト」の推進、「水辺プラザ」やカヌーポート等の身近な水辺環境の整備を実施。</p> <p>【歴史的砂防施設の保存・利活用の推進】 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するため、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づいた適正な維持管理及び周辺整備等を推進。</p>
4 快適で安全な農村の暮らしの実現	<p>【交通安全施設等の整備】 交通事故の防止を図り、あわせて道路交通の円滑化を確保するため、道路標識、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、駐車場等の交通安全施設等の整備を推進。</p> <p>【地域交流の支援、安全かつ快適な移動のための道路整備】 地域の生活（通勤、通学、医療福祉、防災等）の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流を支援する道路整備、日常生活の中心となる都市まで安全かつ快適な移動を確保するために行われる道路整備、市町村の合併に伴う新市町村内の拠点等を連絡する道路整備を推進。</p> <p>【歩行空間のバリアフリー化】 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保する</p>

ため、歩道の段差・勾配の改善等により、歩行空間のバリアフリー化を推進。

【地方の生活交通確保】

地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持及び利用促進を図るため、バス事業者に対して所要の補助を実施。

【下水道の連携施策の推進】

下水道、農業集落排水等の汚水処理施設について、それぞれの特色を活かしながら連携した整備を推進。

【公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放】

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、道路、河川、港湾、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で河川・道路施設管理用光ファイバやその収容空間を順次開放。

【高度情報化による地域の活性化等】

道の駅、携帯端末、インターネット等による道路交通情報の提供等地域の特性やニーズにあわせた地域段階のITS（高度道路交通システム）を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を推進。

【良好な居住環境の確保と魅力や個性ある住宅の供給】

地域の住文化を活かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給のための計画に基づいた、個性ある豊かな居住環境の整備を推進。

健康的でゆとりのある居住の確保を図るため、優良田園住宅による良質な住宅の建設及びこれとあわせた良好な居住環境の形成を促進。

地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅（仮称）の供給を促進。

【安全で安心な生活を支える道路防災対策】

地域の日常生活や災害時の緊急活動等を支える道路について、法対策や橋脚耐震補強等の防災・震災対策を進めるとともに、豪雨等による地域の孤立解消や医療施設への道路交通の確保等、生命線となる幹線道路の計画的な整備を推進。

【安全で快適な雪国の生活を支える雪寒道路事業】

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進。

【土砂災害防止対策の推進】

土砂災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、再度災害を防止するための対策を強力に推進し、被災地域における土砂災害の再発を防止するとともに、病院・老人ホーム等の災害時要援護者関連施設にかかる土砂災害危険箇所等において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施。

将来起こりうる大規模地震等に起因する土砂災害から被害を軽減するため、地震対策の強化区域内等において土砂災害対策を重点的に実施。

土砂災害から人命を守るため、避難地・避難路、地域の防災拠点を保全する施設の整備や、警戒避難体制の整備を実施し、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策を推進。

土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止法に基づく土地利用規制や、土砂災害警戒情報の提供などを実施し、ソフト対策の強化を推進。

「平成19年度 主な食料・農業・農村施策」(案)
(環境省関連)

事項	施策のポイント
農業の持続的な発展に関する施策	
9 自然循環機能の維持増進	<p>【バイオマスのエネルギー利用推進等】 バイオエタノール等輸送用バイオマス燃料の沖縄県宮古島等における大規模導入を推進。 多様なバイオマスエネルギーの利用促進にかかる施策を大々的に展開。</p>